

鳥取県告示第445号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
地場産プラザ「わったいな」 鳥取港海鮮市場かろいち
鳥取市賀露町西三丁目323
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社食のみやこ鳥取 代表取締役 坂根國之 鳥取市賀露町西三丁目323
賀露中央海鮮市場協同組合 理事長 網浜幸夫 鳥取市賀露町西三丁目27-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前 （仮称）食のみやこ鳥取県販売拠点施設 鳥取港海鮮市場かろいち
変更後 地場産プラザ「わったいな」 鳥取港海鮮市場かろいち
- 4 変更年月日
平成23年6月18日
- 5 変更する理由
開店するにあたり、小売店舗の名称を変更したため
- 6 届出年月日
平成23年7月12日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成23年8月2日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課
- 10 意見書の提出
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。